

薬生発 0926 第 1 号
平成 30 年 9 月 26 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の一部改定について」（平成 30 年 3 月 30 日付け薬生発 0330 第 15 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところです。

今般、新鮮凍結血漿の生物学的製剤基準の改正及び新鮮凍結血漿の添付文書の改訂を踏まえ、これらの変更を「血液製剤の使用指針」の V. 新鮮凍結血漿の適正使用に反映することで、本年 9 月の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会適正使用調査会において、別添のとおりとすることが了承されました。

ついては、貴職におかれては御了知いただくとともに、貴管内医療機関において血液製剤の使用適正化が推進されるよう周知をお願いします。